

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 地籍調査の成果について認証した件三件 三三
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 三六
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三九

告示

福島県告示第四百九十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、塙町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和七年七月十一日

一 調査を行った者の名称

塙町

二 成果の名称

塙町大字湯岐外の一部（湯岐三地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第四百九十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和七年七月十一日

一 調査を行った者の名称

郡山市

福島県知事 内堀雅雄

二 成果の名称
郡山市熱海町玉川の一部（青木葉地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第四百九十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和七年七月十一日

一 調査を行った者の名称

郡山市

二 成果の名称

郡山市舞木町（舞木地区）の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第四百九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

令和七年七月十一日

福島県知事 内堀雅雄

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称

下町

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する一点から十点を順次結んだ線及び十点と一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

東白川郡棚倉町大字棚倉字東中居

二二番地先 一点

北緯三七度〇一分二一秒四二四九
東経一四〇度二三分三秒五九四六

同 郡同 町大字棚倉字南町

二〇〇番地先 二点

北緯三七度〇一分二一秒四六〇二
東経一四〇度二三分三秒九七一三

二〇〇番二 三点

北緯三七度〇一分二一秒七八五一
東経一四〇度二三分四秒五一五四

一九九番五 四点

北緯三七度〇一分二一秒九九九二
東経一四〇度二三分五秒五〇九九

一九九番四 五点

北緯三七度〇一分二一秒三一一九
東経一四〇度二三分五秒七九六七

二〇〇番二 六点

北緯三七度〇一分二一秒八五三八
東経一四〇度二三分二秒五六二四

